

香川県立保健医療大学自己点検・評価委員会規程

平成16年4月2日

(設置)

第1条 香川県立保健医療大学学則第50条及び香川県立保健医療大学大学院学則第20条において準用する同条の規定に基づき、香川県立保健医療大学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(対象分野等)

第2条 点検及び評価の対象分野、具体的項目、実施方法等は、委員会がその都度定める。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副学長

(2) 研究科長

(3) 専攻長

(4) 学生部長

(5) 図書館長

(6) 学科長

(7) 学内委員会の委員長（前各号及び次号に掲げる者を除く。）

(8) 事務局長

(9) 本学の教職員のうちから学長が指名した者

5 前項9号で定める者の任期は2年とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、審議するに当たって必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会において審議した事項を学長、教授会及び研究科委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月2日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、第3条第4項第8号の者の当初の任期は、第3条第5項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し、第3条第4項第9号の委員の任期は、第3条第5項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。